

平成 2 5 年 7 月 1 日

京都市上下水道局総務部用度課
京都市上下水道局技術監理室監理課

**設備工事における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定基準
について**

「工事の請負に係る最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格の算定基準（以降、「算定基準」という。）」において、上下水道局の発注する機械設備工事及び電気設備工事につきましては、下記のとおりですので、お知らせします。

記

- 1 算定基準 1 (1) ア (ア) の「直接工事費」には「機器費×0.65」を含む。
- 2 算定基準 1 (1) ア (ウ) の「現場管理費」には「機器費×0.35＋据付間接費＋設計技術費」を含む。